

○大府市生活困窮者住居確保給付金支給事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 家賃補助（第5条－第17条）

第3章 転居費用補助（第18条－第25条）

第4章 雑則（第26条－第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）を支給する事業（以下「事業」という。）について、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家賃補助 住居確保給付金のうち、法第3条第3項第1号に掲げる者に対する家賃相当分の支給をいう。
- (2) 転居費用補助 住居確保給付金のうち、法第3条第3項第2号に掲げる者に対する転居費用相当分の支給をいう。
- (3) 離職等 離職又は事業を行う個人の当該事業の廃止をいう。
- (4) 離職等と同等程度 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職等と同等程度の状況にあることをいう。
- (5) 主たる生計維持者 自らの労働により賃金を得て主として世帯の生計を維持する者をいう。
- (6) 常用就職 期間の定めがない労働契約又は6か月以上の労働契約による就職をいう。
- (7) 収入基準額 大府市税条例（昭和45年大府市条例第46号）に規定する市民税の均等割額が非課税となる所得の最高額を、収入額に換算し、12で除して得られた額をいう。
- (8) 住宅扶助基準に基づく額 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3の2の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の基準額又は特別基準額に準じた額をいう。
- (9) 家賃額 住居確保給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）が賃借する住宅の1月当たりの家賃額（初期費用、共益費、管理費等の費用を除く。）をいう。ただし、前号の住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

- (10) 国の雇用施策による給付等 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第7条第1項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）等をいう。
- (11) 日常・社会生活支援 就労意欲及び就労能力があっても、直ちに就労に結びつきにくい者に対する、就労の際に必要な基本的な日常生活習慣の改善支援、就労の際に役立つ基礎能力や基礎技能の習得支援等をいう。
- (12) 不動産仲介業者等 不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。
- (13) 経営相談先 よろず支援拠点、商工会議所、商工会等の公的な経営相談先をいう。
- (14) 自立に向けた活動 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

（事業の内容）

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第5条又は第18条に規定する支給対象者の申請に基づく、住居確保給付金の支給
 - (2) 大府市生活困窮者自立相談支援事業実施要綱（次号において「自立相談支援要綱」という。）第5条第2号に規定する自立相談支援員（以下「相談支援員」という。）による面接相談、家計改善支援等
 - (3) 自立相談支援要綱第5条第3号に規定する就労支援員による就労支援等
- （実施主体）

第4条 事業実施主体は、大府市とする。

第2章 家賃補助

（家賃補助の支給対象者）

第5条 家賃補助の支給対象者（以下この条において単に「支給対象者」という。）は、その支給申請の時に、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次に掲げるいずれかの事由に該当すること。
 - ア 離職等の日から2年（当該期間に、疾病、負傷、育児その他福祉事務所設置自治体がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年）以内であること。
 - イ 申請日の属する月において離職等と同等程度であること。
- (2) 次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める者であること。
 - ア 前号アに該当する場合 離職等の前に、主たる生計維持者であった者。ただし、離職等の前には主たる生計維持者でなかった者であっても、その後離婚等により申請時において家計の主宰者（世帯の生計を維持する上で中心となる者をいう。）となっている場合は、離職等の前に主たる生計維持者であったものとみなす。
 - イ 前号イに該当する場合 申請日の属する月において、主たる生計維持者である者
- (3) 就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所又は無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体若しくは地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）へ

の求職申込みを行う者又は現に行っている者。ただし、第1号イに該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市長が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

- (4) 住宅喪失者又は住宅喪失のおそれのある者。この場合において、家賃補助の支給を申請する者（以下この章において「申請者」という。）及び申請者と生計を一とする同居の親族のいずれもが、居住可能な住宅を所有していないこと。
- (5) 申請日の属する月における申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族の収入の合計額が、収入基準額に家賃額（当該家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）を合算した額以下であること（以下この章において「収入要件」という。）。ただし、申請日の属する月の収入が収入基準額を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少、他の雇用施策による支援の終了等により、申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、対象とする。

なお、収入基準額に係る留意事項は、次のとおりとする。

ア 申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づいて、それぞれ適正に算定する。

イ 雇用保険の失業等給付、年金等の公的給付については、収入として算定する。

ウ 児童扶養手当等各種手当及び借入金については、収入として算定しない。

- (6) 申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（金融機関に対する預貯金及び現金をいう。）の合計額が、収入基準額に6を乗じた金額（当該額が100万円を超える場合は100万円）以下であること（以下「資産要件」という。）。
- (7) 国の雇用施策による給付等又は地方自治体等が実施する離職者等に対する住居確保を目的とした類似の給付又は貸付を申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族が受けていない者。ただし、当該給付又は貸付が終了した後、なお支援が必要な場合においては、この限りでない。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 支給対象者は、家賃補助の支給期間中、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める活動を行うものとする。

- (1) 公共職業安定所等での求職活動を行う支給対象者

ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 毎月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談を受けること。

ウ 原則として週1回以上、求人先へ応募を行い、又は求人先の面接を受けること。

- (2) 自立に向けた活動を行う支給対象者

ア 毎月4回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。

イ 原則として毎月1回以上、経営相談先の面接等の支援を受けること。

ウ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画及び活動状況報告書を作成し、毎月1回以上、当該活動計画に基づく取組を行うこと。この場合において、アに規定する自立相談支援機関の面接等は、最低毎月1回は対面での面接等を行うこととするが、残りの回数は電話等での相談に代えることができる。

- 3 支給対象者は、前項に加え、原則として生活保護受給者等就労自立促進事業（生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について（平成25年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長通知）に定める事業をいう。）による支援を利用するものとする。ただし、市長が、支給対象者の離職等の理由、離職等の期間、資格の有無等を総合的に勘案し、自らの就職活動で就職が可能と判断できる場合は、対象外とする。なお、当該各号の支援の利用は、家賃補助の期間延長の最初の支払までに開始するものとする。

（家賃補助の支給額）

第6条 市長は、家賃補助を月ごとに支給し、その金額は、家賃額（当該家賃額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）を支給するものとする。ただし、申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合計した額（以下「世帯収入額」という。）が収入基準額を超える場合には、収入基準額と家賃額を合計した額から月の世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）とする。

- 2 前項ただし書の規定により算定した額に100円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が100円未満であるときは、100円を支給額とする。

- 3 新規に住宅を賃借する者にあつては、入居する住宅は、住宅扶助基準に基づく額以下の家賃の住宅に限り認めるものとする。

（家賃補助の支給期間）

第7条 家賃補助の支給期間は、3月間を限度とする。ただし、支給期間中において家賃補助を受給する者（以下この章において「受給者」という。）が第5条第1項各号のいずれにも該当し、引き続き家賃補助を支給することが受給者の就職の促進に必要であると認められるときは、支給終了後3月ごとに9月間までの範囲内で支給期間を延長することができる。

（家賃補助の支給方法）

第8条 家賃補助の支給は、大府市から住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者の口座へ月ごとに振り込むものとする。ただし、受給者を经ずに住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者を支払われることが確実な場合は、この限りでない。

（関係機関との連携等）

第9条 市長は、家賃補助に係る事業を円滑に実施するために、公共職業安定所、社会福祉協議会等の関係機関との連携を緊密に行うものとする。

- 2 市長は、受給者に対し、生活保護受給者等就労自立促進事業の積極的な利用による支援に努めることとする。

(家賃補助に係る面接相談)

第10条 相談支援員は、家賃補助の支給を希望する者（以下この条において「支給希望者」という。）に対し、事業の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策、社会福祉協議会による貸付事業等の関係事業の概要を説明するものとする。

2 相談支援員は、支給希望者に対し、必要に応じて雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談について助言するものとする。

3 相談支援員は、支給希望者に対し、支給対象者の要件、支給手続の流れ等を説明するものとする。

(住宅喪失者の場合における家賃補助の支給手続等)

第11条 住宅喪失者の場合における家賃補助の支給手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支給申請の受付

ア 申請者は、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給申請書（第1号様式。以下この条及び次条において「申請書」という。）に、次に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 個人番号カード、運転免許証等の本人確認書類の写し

(イ) 2年（第5条第1項第1号アに定める場合該当するときは、最長4年）以内に離職等をしたこと又は申請日において離職等と同等程度であることが確認できる書類の写し

(ウ) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(エ) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

イ 市長は、申請者に対して、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）申請時確認書（第2号様式）の内容について説明し、申請者はこれに誓約及び同意した場合には、記名しなければならない。

ウ 市長は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者からの申請を除き、申請を受け付けるものとする。ただし、証拠書類等が整っていない場合には、申請者に必要書類の追加提出を指示するものとする。

エ 市長は、申請者から提出された申請書に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、次に掲げる書類を配布する。

(ア) 入居予定住宅に関する状況通知書（家賃補助）（第1号様式の2。以下この章において「予定住宅通知書」という。）

(イ) 職業相談確認票（第3号様式）

(ウ) 求職申込み・雇用施策利用状況確認票（第4号様式）

(エ) 生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）常用就職活動状況報告書（第5号様式）

(2) 公共職業安定所への求職申込み、国の雇用施策による給付等の利用又は自立に向けた活動の状況の確認

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

(ア) 市長は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みを行っていない申請者に対し、求職申込みを行うよう指示する

ものとする。

(イ) 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し及び確認票を市長に提出し、又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称を市長に報告しなければならない。

(ウ) 国の雇用施策による給付等の利用状況については、申請者の申告によるものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対し利用状況を確認するものとする。

イ 自立に向けた活動を行う申請者

(ア) 市長は、経営相談先への相談を行っていない申請者に対し、相談申込みを行うよう指示するものとする。

(イ) 申請者は、相談申込みを行った経営相談先について、市長に報告しなければならない。

(ウ) 申請者は、相談申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当である旨助言等を受けた場合、当該助言等を市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、申請者に対し公共職業安定所での求職活動を指示し、ア(ウ)に規定する確認を行う。

(3) 入居住宅の確保

ア 申請者は、不動産仲介業者等に、第1号エにより交付された申請書の写しを提示して、不動産仲介業者等を介して住宅を探し、家賃補助の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保するものとする。

イ 不動産仲介業者等は、申請者の入居希望の住宅が確定した後、申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載し、申請者に交付するものとする。

ウ 申請者は、不動産仲介業者等から交付を受けた予定住宅通知書を市長に提出しなければならない。

エ 市長は、不動産仲介業者関係団体等を通じて制度の周知及び協力依頼を行うとともに、申請者に対し、不動産仲介業者名簿等の情報提供を行うものとする。

(4) 支給申請の審査

ア 市長は、申請者から提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

イ 市長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断した申請者に対し、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給対象者証明書（第6号様式。以下「証明書」という。）を交付するとともに、住居確保報告書（第7号様式。以下「報告書」という。）を配布する。

ウ 市長は、審査の結果、家賃補助の支給が認められないと判断した申請者に対し、生活困窮者住居確保給付金不支給決定通知書（第8号様式。以下「不支給決定通知書」という。）により通知する。

エ 市長は、収入要件又は資産要件の審査において、必要に応じ、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等について（第9号様式）により、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他機関若しくは生活困窮者の雇用主に対し報告を求めることができる。

(5) 住宅の賃貸借契約の締結

申請者は、予定住宅通知書の交付を受けた不動産仲介業者等に対し、前号イで市長から交付された証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結しなければならない。

(6) 支給決定等

ア 申請者は、住宅入居日から7日以内に、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添えて、報告書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、報告書の提出を受けた後、支給決定を行い、生活困窮者住居確保給付金支給決定通知書（第10号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、常用就職届（第11号様式）を配布する。

ウ 相談支援員は、必要に応じ、申請者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

（住宅喪失のおそれのある者の場合における家賃補助の支給手続等）

第12条 住宅喪失のおそれのある者の場合における家賃補助の支給手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 支給申請の受付

ア 申請者は、申請書に、次に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（ア） 個人番号カード、運転免許証等の本人確認書類の写し

（イ） 2年（第5条第1項第1号アに定める場合に該当するときは、最長4年）以内に離職等をしたこと又は申請日において離職等と同等程度であることが確認できる書類の写し

（ウ） 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

（エ） 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

イ 市長は、申請者に対して、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）申請時確認書の内容について説明し、申請者はこれに誓約及び同意した場合には、記名しなければならない。

ウ 市長は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者からの申請を除き、申請を受け付けるものとする。ただし、証拠書類等が整っていない場合には、申請者に必要書類の追加提出を指示するものとする。

エ 市長は、申請者から提出された申請書に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、次に掲げる書類を配布する。

（ア） 予定住宅通知書

（イ） 職業相談確認票

（ウ） 求職申込み・雇用施策利用状況確認票

（エ） 生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）常用就職活動状況報告書

(2) 公共職業安定所への求職申込み、国の雇用施策による給付等の利用又は自立に向けた活動の状況の確認

ア 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

(ア) 市長は、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口への求職申込みを行っていない申請者に対し、求職申込みを行うよう指示するものとする。

(イ) 申請者は、公共職業安定所から交付を受けた求職受付票の写し及び確認票を市長に提出し、又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称を市長に報告しなければならない。

(ウ) 国の雇用施策による給付等の利用状況については、申請者の申告によるものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に対し利用状況を確認するものとする。

イ 自立に向けた活動を行う申請者

(ア) 市長は、経営相談先への相談を行っていない申請者に対し、相談申込みを行うよう指示するものとする。

(イ) 申請者は、相談申込みを行った経営相談先について、市長に報告しなければならない。

(ウ) 申請者は、相談申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当である旨助言等を受けた場合、当該助言等を市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、申請者に対し公共職業安定所での求職活動を指示し、ア(ウ)に規定する確認を行う。

(3) 入居住宅の貸主等との調整

ア 申請者は、入居住宅の貸主又は入居住宅の貸主から委託を受けた事業者に対し、第1号エで交付された申請書の写しを提示して、必要事項を記載した予定住宅通知書の交付を受けるものとする。

イ 申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添えて、アで交付を受けた予定住宅通知書を市長に提出しなければならない。

(4) 支給申請の審査

ア 市長は、申請者から提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

イ 市長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断した申請者に対し、証明書を交付する。

ウ 市長は、審査の結果、家賃補助の支給が認められないと判断した申請者に対し、不支給決定通知書により通知する。

エ 市長は、収入要件又は資産要件の審査において、必要に応じ、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づく報告等についてにより、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他機関若しくは生活困窮者の雇用主に対し報告を求めることができる。

(5) 支給決定等

ア 市長は、支給決定を行い、決定通知書により申請者に通知するとともに、常用就職届を配布する。

イ 相談支援員は、必要に応じ、申請者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するものとする。

(支給額の変更)

第13条 家賃補助の支給期間中の支給額の変更は、原則として行わないものとする。ただし、次に掲げる場合において、受給者から変更申請があったときに限り、市長は、支給額の変更を行うことができる。

(1) 家賃補助の支給対象となる住宅の家賃額が変更になった場合

(2) 第6条第1項ただし書の規定により家賃補助の一部支給が行われている場合において、家賃補助の支給期間中に収入が減少した結果、月の収入が、収入基準額と家賃額を合計した額から世帯収入額を減じて得た額（住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）以下に至った場合

(3) 受給者の責めによらず転居せざるを得ない場合

2 支給額の変更は、住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うものとし、支給額の変更を希望する受給者は、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給変更申請書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の適否を決定した上で、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給変更決定通知書（第13号様式）を支給額の変更を希望する受給者に交付し、支給額を変更するものとする。

(常用就職の報告)

第14条 受給者は、家賃補助の支給決定後、常用就職をした場合には、常用就職届を市長に提出しなければならない。

(家賃補助の支給中止)

第15条 市長は、家賃補助の支給決定後、受給者で第5条第2項に規定する就職活動を怠る者については、原則として就職活動を怠った月の翌月の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。

2 受給者が、日常・社会生活支援を利用することを求められたにもかかわらず、正当な理由なく利用開始を拒む場合又は当該支援を利用している者が正当な理由なく当該支援の利用継続を拒む場合は、市長は、原則として当該事実があった月の翌月の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。

3 受給者の能力、適性、就職活動状況等を勘案して、生活保護受給者等就労自立促進事業の候補者として市長が選定したにもかかわらず、当該受給者が正当な理由なく事業への参加を拒む場合又は支援を受けている者が正当な理由なく当該支援の継続を拒む場合は、原則として市長が当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。

4 公共職業安定所において、求職者支援法による制度（求職者支援制度）の職業訓練の受講申込が可能とされた受給者に対して、市長が同制度の利用を指示したにもかかわらず、当該受給者が正当な理由なく職業訓練の受講申込を拒む場合は、原則として市長が当該事実を確認した月の翌月の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。

5 受給者が常用就職後に常用就職及び就労収入の報告を怠った場合、市長は、家賃補助の支給を中止することができる。

6 受給者が常用就職(支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む。)し、就労に伴い得られた収入が中止基準額（収入基準額に家賃額を加えた額をいう。以下同

じ。)を超える場合、市長は、中止基準額を超える収入が得られた月の翌々月以降の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。

- 7 家賃補助の支給決定後、受給者が住宅の貸主の責めによらず住宅を退去した場合、市長は、原則として当該受給者が当該住宅を退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から家賃補助の支給を中止するものとする。
- 8 家賃補助の支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、市長は、直ちに家賃補助の支給を中止するものとする。
- 9 家賃補助の支給決定後、受給者が拘禁刑以上の刑に処せられた場合、市長は直ちに家賃補助の支給を中止するものとする。
- 10 家賃補助の支給決定後、受給者又は受給者と生計を一にする同居の親族が暴力団員と判明した場合、市長は、直ちに家賃補助の支給を中止するものとする。
- 11 受給者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受給した場合は、市長は家賃補助の支給を中止するものとする。
- 12 市長は、前各項の規定により家賃補助の支給を中止した場合には、受給者に対し、生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給中止通知書（第14号様式）により、その旨を通知する。
- 13 第1項から第11項までに定める場合のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じた場合は、市長は、家賃補助の支給を中止するものとする。

（家賃補助の再支給）

第16条 市長は、家賃補助の支給を受けて常用就職した後に、新たに解雇（本人の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）されたことにより、第5条第1項各号に規定する支給対象者の要件に該当するようになった者（従前の家賃補助の受給中に前条第1項から第5項まで及び第8項から第10項までの規定により支給が中止された者並びに前条第7項の規定により支給が中止された者のうち正当な理由なく住宅から退居したものを除く。）に対し、第6条から第8条までに規定する支給額、支給期間等により、家賃補助を再支給することができる。

- 2 第6条、第7条、第8条、第11条及び第12条の規定は、再支給の支給額、支給期間、支給手続等について準用する。

（家賃補助の支給期間延長等の取扱い）

第17条 市長は、第7条の規定により家賃補助の支給期間を延長し、又は再延長する場合は、家賃補助の支給期間の最終の月（以下「最終の月」という。）の末日までに、受給者に生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給申請書（期間（再）延長用）（第15号様式）を提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請をした者が第5条第2項に規定する就職活動を誠実にを行っているかを勘案の上、支給期間の延長又は再延長の要件を満たすと認めたときは、当該受給者に生活困窮者住居確保給付金（家賃補助）支給決定通知書（期間（再）延長用）（第16号様式）を交付する。ただし、最終の月が年度の最終月に当たる場合は、翌年度の最初の月の最初の日に申請させ、延長又は再延長の判断を行うものとする。
- 3 家賃補助の支給を延長し、又は再延長する期間が2年度にまたがる場合においては、前項の手続を準用し、市長は、それぞれ各年度分の支給決定を行うものとする。

第3章 転居費用補助

(転居費用補助の支給対象者)

第18条 転居費用補助の支給対象者は、その支給申請の時に、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 転居費用補助の支給を申請する者（以下この章において「申請者」という。）と同一の世帯に属する者の死亡又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少したことにより経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者となったこと。
- (2) 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること。
- (3) 申請日の属する月において、主たる生計維持者であること。
- (4) 申請日の属する月における世帯収入額が、収入基準額及び申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額（申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合はその居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は当該額）を合算した額以下であること（以下この章において「収入要件」という。）。
- (5) 資産要件を満たすこと。
- (6) 生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次のア又はイに掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること。
 - ア 転居に伴い申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が減少する場合を含む。）、家計全体の支出の削減が見込まれること。
 - イ 転居に伴い申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が増加する場合を含む。）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。
- (7) 地方自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが、暴力団員でないこと。

(転居費用補助の対象経費)

第19条 転居費用補助の支給対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 転居先への家財の運搬費用
- (2) 転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料及び住宅保険料をいい、敷金はこれに含まない。）
- (3) ハウスクリーニング等の原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む。）
- (4) 鍵交換費用

(転居費用補助の支給上限額)

第20条 転居費用補助の支給額は、前条各号に定める新たな住居の確保に要する費用とし、転居先の住居が所在する市区町村の住宅扶助基準に基づく額に3を乗じて得た額(これにより難いときは、別に厚生労働大臣が定める額)を上限とする。

(転居費用補助の支給方法)

第21条 転居費用補助の支給方法は、その経費の種類に応じ、次に定めるとおりとする。

- (1) 転居先の住宅に係る初期費用 大府市から住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むものとする。ただし、転居費用補助を受給する者(以下この章において「受給者」という。)を経ずに住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者を支払われることが確実な場合は、この限りでない。
- (2) 前号以外の経費 受給者の状況に応じ、大府市から住宅の貸主又は住宅の貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込む方法又は受給者の口座等に支給する方法のいずれかの方法により支給する。

(転居費用補助に係る面接相談)

第22条 相談支援員は、転居費用補助の支給を希望する者(以下この条において「支給希望者」という。)が転居費用補助の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合は、支給希望者に対し転居費用補助の趣旨、概要等について説明するとともに、必要に応じ雇用施策、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明するものとする。

- 2 相談支援員は、支給希望者に対し、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、当該給付についても申請を促すものとする。

(転居費用補助に係る家計改善支援)

第23条 相談支援員は、申請者に対し、その同意を得た上で生活困窮者自立相談支援事業における家計に関する相談支援を実施し、申請者が第18条第6号に規定する要件に該当するか確認するものとする。

- 2 相談支援員は、前項の規定による確認の結果、転居が必要と認められる申請者に対し、生活困窮者住居確保給付金要転居証明書(第17号様式。以下「要転居証明書」という。)に必要事項を記載の上、交付するものとする。
- 3 相談支援員は、転居が必要と認められる申請者に対し、申請者の家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適当な金額を提示するものとする。

(転居費用補助の支給手続等)

第24条 転居費用補助の支給手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支給申請の受付

ア 申請者は、生活困窮者住居確保給付金(転居費用補助)支給申請書(第18号様式。以下この章において「申請書」という。)に、次に掲げる証拠書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(ア) 個人番号カード、運転免許証等の本人確認書類の写し

(イ) 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し

(ウ) 世帯収入額が著しく減少する直前に、申請者と同一の世帯に属する者が死亡又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し

(エ) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

(オ) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

(カ) 要転居証明書

(キ) 申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

イ 市長は、申請者に対して、生活困窮者住居確保給付金（転居費用補助）申請時確認書（第19号様式）の内容について説明し、申請者はこれに誓約及び同意した場合には、記名しなければならない。

ウ 市長は、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者からの申請を除き、申請を受け付けるものとする。ただし、証拠書類等が整っていない場合には、申請者に必要書類の追加提出を指示するものとする。

エ 市長は、提出された申請書に受付印を押印し、申請者にその写しを交付するとともに、入居予定住宅に関する状況通知書（転居費用補助）（第20号様式。以下この章において「予定住宅通知書」という。）、を交付し、転居先の住居の確保や不動産仲介業者等との調整手順について、説明するものとする。

(2) 転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

ア 申請者は、前条第3項の規定により提示された家賃額を目安とし、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示の上、転居費用補助の支給決定等を条件に転居先の住居を確保するものとする。

イ 相談支援員は、申請者がアの規定に基づき住居を確保するに当たり、必要に応じ申請者に対し不動産仲介業者等、居住支援法人の情報等を提供するものとする。

ウ 不動産仲介業者等は、申請者が希望する住居への入居が確定したときは、申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載し、申請者に交付するものとする。

エ 申請者は、不動産仲介業者等から交付を受けた予定住宅通知書を、市長に提出しなければならない。

オ 申請者は、転居に際し初期費用の他に家財の運搬費用、現住居の原状回復費用等が見込まれる場合は、その額及び内訳が確認できる見積書等を市長に提出しなければならない。

(3) 支給申請の審査

ア 市長は、申請者から提出された申請書、証拠書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

イ 市長は、転居先の住居の家賃が、申請者の家計の状況等を踏まえて適切か確認するとともに、家計の改善が見込めない家賃額であると判断する場合は、必要に応じ、申請者に対し別の物件の確保を促すものとする。

ウ 市長は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、生活困窮者自立支援法第22条の規定に基づき、

官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他機関若しくは支給申請者の雇用主に対し報告を求めることができる。

(4) 支給決定等

ア 市長は、審査の結果、申請内容が適正であると判断したときは、申請者に対し生活困窮者住居確保給付金（転居費用補助）支給決定通知書（第21号様式）を交付するとともに、報告書を配布する。

イ 市長は、審査の結果、転居費用補助の支給が認められないと判断したときは、申請者に対し、不支給決定通知書を交付する。

ウ 受給者は、転居先住居の入居日から7日以内に、報告書に転居先住居に係る賃貸借契約書の写し及び住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

エ 受給者は、第2号オの規定に基づき家財の運搬費用、現住居の原状回復費用等の見積書等を市長に提出した場合又は初期費用を自らの口座に支給された場合は、実際に要した金額を確認できる領収書等の写しを市長に提出しなければならない。

オ 受給者は、実際に要した金額が転居費用補助の支給決定額を上回ったときは、支給額の上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上妥当な範囲にある限りにおいて、転居費用補助の追加支給を申請することができる。この場合において、受給者は、生活困窮者住居確保給付金（転居費用補助）支給変更申請書（第22号様式）を市長に提出するものとする。

カ 市長は、オの規定に基づき申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、生活困窮者住居確保給付金（転居費用補助）支給変更決定通知書（第23号様式）を追加支給を希望する受給者に交付し、差額を受給者に支給するものとする。

キ 受給者は、実際に要した金額が転居費用補助の支給決定額を下回ったときは、その差額を市長に返還しなければならない。

ク 相談支援員は、転居費用補助の支給決定について、不動産仲介業者等、社会福祉協議会等の関係機関に情報提供することができる。

ケ 相談支援員は、受給者が転居費用補助の支給決定を受けて大府市以外の市区町村に転出する場合は、受給者の同意を得た上で、転出先の市区町村に対し、受給者に関する情報を提供するものとする。

コ 相談支援員は、必要に応じて、受給者の転居先の住宅を訪問し、居住実態、家計の改善の状況等を確認するとともに、居住環境又は生活に関する指導を行うものとする。

（転居費用補助の再支給）

第25条 受給者は、転居費用補助の受給後に、受給者と同一の世帯に属する者の死亡又は受給者若しくは受給者と同一の世帯に属する者の離職、休業等（本人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く。）により世帯収入が著しく減少し、かつ、いずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、第18条に規定する支給要件に該当するときは、転居費用補助の再支給を申請することができる。

2 第18条から前条までの規定は、転居費用補助の再支給の支給額、支給手続等について準用する。

第4章 雑則

(不正利得の徴収)

第26条 偽りその他不正の手段により家賃補助又は転居費用補助の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、その支給を受けた家賃補助又は転居費用補助の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等の排除)

第27条 市長は、不動産仲介業者等が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有するものであることが確認された場合は、第11条第3号ウ、第12条第3号イ又は第24条第2号エの規定にかかわらず、当該不動産仲介業者等に対し、書面で通知した上で、当該不動産仲介業者等が発行する入居（予定）住宅に関する状況通知書を受理しないものとする。なお、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- (2) 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等
- (5) 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等
- (6) 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している不動産仲介業者等
- (8) 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等
- (9) 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

(不動産仲介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い)

第28条 住居確保給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる住居確保給付金の振込を中止する。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 6 月 1 日前に禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられた場合の第 15 条第 9 項の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に処せられた場合とみなす。